平成２２年（フ）第４２号
和歌山県岩出市山崎270番地の56
債務者　福田　智美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
和歌山市島崎町５丁目24番地の４　くすのき団地303号
債務者　北東　昌代
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
和歌山市広瀬通丁１丁目28番地
債務者　北野印刷所こと　北野　壽昭
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
和歌山県紀の川市下井阪472番地１
債務者　中口　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５０号
和歌山県紀の川市下井阪472番地１
債務者　中口　文男
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目19番１号
債務者　新原　　歩
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４１号
水戸市赤塚１丁目1955番地の25　パレスＲＩＮＡ－Ｂ棟102号
債務者　宮本　　益
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８１２号
茨城県東茨城郡茨城町大字谷田部644番地２
債務者　一澤　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
茨城県ひたちなか市大字市毛1175番地１　小船ハイツ107号、旧住所茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地の17
債務者　国谷　健二
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９１号
千葉県市川市八幡４丁目７番１号　ＫＭハイツ102
債務者　富田　房雄
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９９号
千葉県市川市東菅野５丁目10番９号　サンタウン市川４－３
債務者　鴇田　靜江
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３３号
千葉市美浜区高洲３丁目４番18棟508号
債務者　高橋　智香
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３６号
千葉市中央区白旗１丁目３番５棟105号
債務者　林　　重子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４３号
千葉市若葉区愛生町120番地　事業団宿舎４棟204号
債務者　八重樫あゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５２号
千葉市中央区道場南２丁目１番３号　テラスハウス植草右号
債務者　金岡美由紀（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５９号
千葉県市川市幸１丁目15番８号　αＮＥＸＴ１－２番館102号
債務者　高木　康一
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７１号
千葉県市川市市川３丁目39番15―302号　コーポベルウッド
債務者　竹内　寿男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７４号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区29棟103号
債務者　浅見　正幸
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係